

## 漁業権

漁業権の対象となっている水産生物を獲らないで下さい。

あわび、さざえ、  
とこぶし、ばていら  
などの貝類

たこ、いせえび、  
海藻類 など

## 法令

次の行為は法令で禁止されています。  
(罰則:懲役、罰金、科料)

スクーバ潜水器 や  
水中銃、  
水中眼鏡をかけての  
イソガネ・ヤスを使用  
して水産生物を獲ること



神奈川県立海洋科学高校 生徒作品

## 漁業権について

神奈川県沿岸の海のほとんどに共同漁業権が設定されています。  
共同漁業権とは漁業を営む権利であり、貝・海藻類等、獲りつくしてしまうと再び増えることが難しい水産生物などを第三者に獲られないよう法律上保護された権利で、漁業協同組合に免許されているものです。  
漁業者は、自らの責任で資源・漁場・操業規制等の管理を行い、豊かな海を大切に守り育てています。

## 関係法令とその内容について

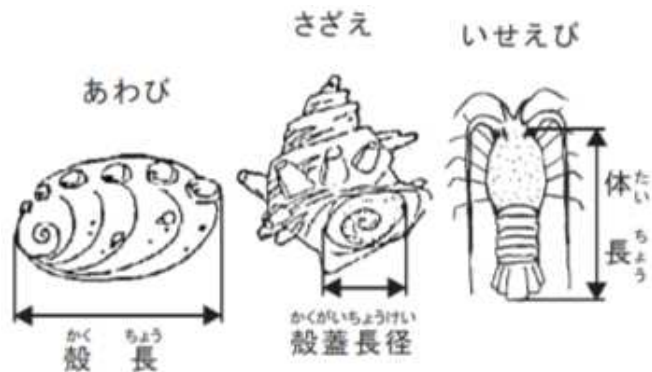
- 共同漁業権の内容となっているさざえ、とこぶし、ばていらなどの貝や、わかめ、てんぐさなどの海藻類、その他たこ、いせえび等をとると、漁業権の侵害となることがあります(漁業法第 195 条)。違反者には 100 万円以下の罰金が科される場合があります。
- あわびやなまこをとらないでください(漁業法第 189 条)。漁業許可等に基づかずにあわびやなまこをとると、3 年以下の懲役又は 3000 万円以下の罰金が科される場合があります。
- 漁業者以外の人に認められている漁具漁法は、次のものに限られています(神奈川県漁業調整規則第 41 条)。違反者には 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金が科される場合があります。
  - (1)くまで(幅 15cm 以下のものに限る)
  - (2)たも網、さで網及びざる
  - (3)投網
  - (4)やす及びいそがね(ただし、夜間に使用することと、水中眼鏡を併用することとはできません)
  - (5)さお釣り及び手釣り(曳縄釣りを除く)
  - (6)徒手採捕(つかみどり)
- 次の表に掲げる貝などは、とってはいけない期間、大きさがあります。(規則第 38 条)。

とってはいけない期間

あわび	11 月 1 日から 12 月 31 日まで
いせえび	6 月 1 日から 7 月 31 日まで
あゆ	1 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 10 月 15 日から 11 月 30 日まで

とってはいけない大きさ

あさり	殻 長	2 cm 以下
はまぐり	"	4 cm 以下
あわび	"	11 cm 以下
さざえ	殻蓋長径	3 cm 以下
いせえび	体 長	13 cm 以下



- 魚、貝、海藻などに有害なものをすてたり、流したりすることは禁止されています(規則第 42 条)。
- 魚、貝、餌虫などをまひさせたり、死なせる有害物を使用することは禁止されています。(水産資源保護法第 6 条)

区域毎の共同漁業権の内容は、神奈川県水産課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/cnt/f790/p8874.html>

問合せ先 神奈川県水産課 TEL045-210-4549

